平成３０年（フ）第５２号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地１―502
債務者　保尊　靖明
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第７０号
相模原市中央区横山４丁目５番４―207号
債務者　鈴木　陽子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第７８号
相模原市南区南台４丁目10番28号　シャレーグレース303
債務者　仲元　清美（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８０号
相模原市中央区相模原６丁目５番15号　アーバンプラザ相模原202
債務者　北村　　満
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８５号
相模原市南区新戸2028番地１　ＫＴハウスＡ201
債務者　久世　敬子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９０号
相模原市中央区上矢部１丁目14番13号　サンビーム302
債務者　武藤　芳妃
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９６号
相模原市南区新磯野2337　小松会病院、住民票上の住所横浜市緑区霧が丘４丁目23番地15
債務者　伊奈　敬子
成年後見人　中澤　陽子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８４号
新潟県上越市南城町３丁目４番７号　玉泉勝次郎方、住民票上の住所新潟県上越市南城町３丁目４番６号
債務者　玉泉　早苗
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１０２号
新潟県上越市浦川原区飯室1024番地９、前住所新潟県上越市三和区神明町1290番地30　市営三和住宅Ａ棟　Ａ号
債務者　佐藤　瑶介
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１０４号
名古屋市天白区平針３丁目804番地
債務者　永井りゅう
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３　サンマンションアトレ国府宮102
債務者　ｓｅｌｆｉｓｈ想庫こと　酒井　由果
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前32番地１
債務者　高橋奈保子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字米ノ山203番地１　コーポウィングＢ―101号
債務者　岡田　俊彦
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字米ノ山203番地１　コーポウィングＢ―101号
債務者　岡田ふさ子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８号
京都府京丹後市峰山町荒山150番地の３　府営住宅湯田団地　202号
債務者　左近ルミ子
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第５６８０号
大阪市平野区長吉長原１丁目６番39号　プレアール長吉長原303
債務者　梶谷　秋代
１　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部